

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案（概要）

1 改正の趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による改正後の労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条の 2 の規定を踏まえ、職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「紹介指針」という。）及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 406 号。以下「青少年指針」という。）について所要の規定の整備を行う。

2 改正の概要

（1）紹介指針の一部改正

職業紹介事業者等が行う職業安定法第 5 条の 3 の規定による労働条件等の明示について、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示しなければならないことを示すこととする。

（2）青少年指針の一部改正

青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者が行う職業安定法第 5 条の 3 の規定による労働条件等の明示について、労働基準法第 41 条の 2 第 1 項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示しなければならないことを示すこととする。

3 根拠法令

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 48 条

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 7 条

4 適用期日等

告示日 平成 31 年 3 月下旬（予定）

適用期日 平成 31 年 4 月 1 日（予定）

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（青少年指針）等の一部を改正する告示案について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法の改正により、労働基準法第41条の2において、一定の条件の下で、同法に規定する時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日・深夜の割増賃金の支払い義務等の規定が適用除外とされる特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）が創設されたところ。

（平成31年4月1日施行）

◎働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）

第四十一条の二 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（略）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（略）であつて書面その他の厚生労働省令で定める方法によりその同意を得たものを当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、この章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は、対象労働者については適用しない。ただし、第三号から第五号までに規定する措置のいずれかを使用者が講じていない場合は、この限りでない。

一 高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（略）

二～十（略）

2～5（略）

◎職業安定法（昭和22年法律第141号）

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

②～④（略）

◎職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）

第四条の二（略）

2（略）

3 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる事項にあつては、労働者を派遣労働者（略）として雇用しようとする者に限るものとする。

一 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項

二 労働契約の期間に関する事項

二の二 試みの使用期間に関する事項

三 就業の場所に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項

五～八（略）

4～8（略）

職業安定法第5条の3の規定に基づき明示しなければならない労働条件等は職業安定法施行規則第4条の2第3項に規定されており、同項各号のうち第4号において、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日に関する事項が規定されている。

高度プロフェッショナル制度の適用について同意した場合には、労働基準法上の労働時間、休日等の規定が適用されないこととなるので、同号に基づきその旨明示する必要が生ずる。

青少年指針（紹介指針も同様）の一部を次のとおり改正し、職業安定法第5条の3の規定に基づく求職者等への労働条件等の明示に当たり、**求職者等が労働基準法第41条の2第1項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときには、その旨を明示しなければならないことを示すこととする。**

（平成31年4月1日施行予定）

改正案

青少年指針第2の1（1）ハ（ロ）（紹介指針第3の1（3）ロも同様）

※下線部が改正により追加する箇所

労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十八条の三第一項の規定により同項第二号に掲げる時間労働したものとみなす場合又は同法第三十八条の四第一項の規定により同項第三号に掲げる時間労働したものとみなす場合は、その旨を明示すること。また、**同法第四十一条の二第一項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事することとなるときは、その旨を明示すること。**